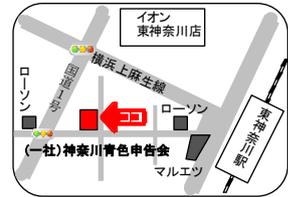


青色かながわ

発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
横浜市神奈川区西神奈川
1-9-3 グレース竹和式番館3階
TEL 045-577-0615
FAX 045-577-0618
URL: <https://kanagawa-airo.com/>



神奈川税務署共催

インボイス制度説明会のお知らせ

インボイス制度が始まったらどう変わるの？

令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。新制度導入に向けてインボイス制度の基本的な仕組みや登録申請手続き等について下記の通り説明会を開催いたします。現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせてインボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。尚、会員の皆様はもちろん一般の方も参加できます。

申込方法：お電話にて受付いたします。 電話番号：045-577-0615

講師：神奈川税務署担当官

定員になり次第締切ります。また新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては中止となる場合がございます。ご来場の際には公共交通機関をご利用ください。

開催日	開催時間	定員	会場
11月 9日 (水)	10:00~11:00	25名	JA横浜 神奈川支店 神奈川区神大寺2-19-20 市営地下鉄ブルーライン片倉町駅から徒歩5分
11月 9日 (水)	13:00~14:00	25名	
11月 9日 (水)	15:00~16:00	25名	
11月10日 (木)	10:00~11:00	15名	(一社)神奈川青色申告会事務局 神奈川区西神奈川1-9-3 グレース竹和式番館3階
11月10日 (木)	13:00~14:00	15名	

● 消費税 インボイス制度の登録申請受付中

現在当会では、インボイス（適格請求書発行事業者）の登録申請書の提出サポートを行っております。提出をされる方は個人番号と本人確認書類の写しを忘れずにお持ちください。

尚、令和5年1月~3月は確定申告期間となるため、インボイス（適格請求書発行事業者）の登録申請書の提出サポートができません。インボイスの登録申請期限は**令和5年3月31日まで**ですが、当会へ提出をされる方は**令和4年12月まで**にご協力をお願いいたします。

インボイス制度



Q 私は課税売上高が毎年1,000万円前後で推移しています。インボイス（適格請求書発行事業者）の登録をしても前々年の課税売上高が1,000万以下だったら消費税の申告はしなくていいの？

A インボイス（適格請求書発行事業者）の登録をすると前々年の課税売上高に関係なく、常に課税事業者になり消費税の申告・納付が必要になります。登録を取りやめることもできますが、一定の期間は取り消すことができません。

Q 受け取ったインボイス登録番号が正式に登録された事業者が発行したものかどうか確認するにはどうしたらいいの？

A 登録された適格請求書発行事業者の情報の一部は国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」で公表され、登録番号を入力して検索すると適格請求書発行事業者の情報を確認することができます。

令和4年度税制改正

住宅ローン控除制度の見直し

■ 住宅ローン控除の適用期限を4年延長(令和7年12月31日までに入居した者が対象)します。

■ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた措置

- 省エネ性能等の高い認定住宅等(※1)につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額を上乗せします。
- 令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅につき、省エネ基準への適合を要件化します。

■ 会計検査院の指摘への対応と当面の経済状況を踏まえた措置 等

- 会計検査院の指摘への対応として控除率を0.7%(改正前:1%)としつつ、新築住宅等につき控除期間を13年へと上乗せ(※2)します。
- 住宅ローン控除の適用対象者の所得要件は合計所得金額2,000万円以下(改正前:3,000万円以下)とします。
- 合計所得金額1,000万円以下の者につき、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和します。

<住宅ローン控除の対象となる住宅>

	改正前		改正後			省エネ性能等 高 ↑ 低
			令和4・5年入居	令和6・7年入居		
新築住宅・ 買取再販住宅 (※3)	認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)	5,000万円	5,000万円	4,500万円	↑ ↑ ↑ ↑	
	ZEH水準省エネ住宅		4,500万円	3,500万円		
	省エネ基準適合住宅		4,000万円	3,000万円		
	その他の住宅(※4)		3,000万円	2,000万円		
既存住宅	認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅)		3,000万円		↑ ↑	
	一般住宅	2,000万円	2,000万円			

※1 「認定住宅等」は、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅のことを指す。

※2 控除期間につき、新築等の認定住宅等については令和4～7年入居につき13年とし、新築等のその他の住宅については令和4・5年入居は13年、令和6・7年入居は10年とし、既存住宅については令和4～7年入居につき10年とする。

※3 「買取再販住宅」は、既存住宅を宅地建物取引業者が一定のリフォームにより良質化した上で販売する住宅のことを指す。

※4 「その他の住宅」は、省エネ基準を満たさない住宅のことを指す。

※5 既存住宅における築年数要件(耐火住宅25年、非耐火住宅20年)については廃止し、代わりに昭和57年以降に建築された住宅を対象とする。

※6 所得税額から控除しきれない額については、所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)の範囲内で個人住民税から控除する。

横浜市からのお知らせ

事務所や自宅等で 市税の納付が可能です！

窓口に出向かずに市税を納付するには、次の方法があります。
新型コロナウイルス感染拡大防止のために、ぜひご利用ください。

◎スマホ決済

【対応アプリ: PayPay LINE Pay PayB FamiPay au PAY】

◎ペイジー納付

◎クレジット納付(※税額に応じて、システム利用料がかかります。)

【対応ブランド: Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club】

【取扱対象税目】

- 個人市民税・県民税（普通徴収分）
- 固定資産税（償却資産）
- 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 軽自動車税（種別割）

詳細は、横浜市の
ウェブページを
ご覧ください。



横浜市 納付方法

検索

◎地方税共通納税システム

地方税共通納税システムは、eLTAXを使用した電子納税の仕組みです。全ての都道府県、市区町村へ自宅や職場のパソコンから電子納税を行うことができます。さらに、複数の地方公共団体に対して、一括での納付・納入が可能となっています。

【取扱対象税目】

- 法人市町村民税
- 事業所税
- 個人市民税・県民税（特別徴収分、退職所得分）

詳細は、eLTAXの
ウェブページを
ご覧ください。



エルタックス

検索

【ご注意】

- ・上記方法で納付した場合は、領収証書が発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関窓口やコンビニエンス・ストアで納付してください。）。
- ・金融機関等の窓口で、クレジットカードやアプリを提示して納付することはできません。
- ・口座振替からクレジット納付等へ変更される場合は、口座振替を解約していただく必要があります。

【発行元】横浜市財政局徴収対策課 電話：045-671-2255 FAX：045-641-2775

入会をお考えの方をご紹介ください!

ご近所、お知り合いで最近開業した方、記帳・申告でお悩みの方等いらっしゃいましたら是非ご紹介くださいますようお願いいたします。ご紹介いただいた方がご入会されたらご紹介者にQ.U.Oカード1,000円プレゼント!!
(短期で退会される会員は除く)



青色申告会は個人事業者の皆さまを幅広くサポートします!

記帳・決算サポート
指導会・研修会
税務・法律相談会
会計ソフトブルーリターンAの販売
融資の紹介

会員福利厚生
共済・保険の紹介
労働保険のご案内
会員優待サービス

記帳確認・不明な点のご相談は年内お早めに!

本年も早いもので残り4か月となりました。会員の皆様におかれましては帳簿の記帳は順調にお進みでしょうか。

来年の令和4年分の確定申告指導会に向けて、少しでも密を避けるために事前準備をお願いいたします。今のうちに問題点や不明な点等を解消しましょう。

つきましては9月から行っております記帳確認指導会を有効に利用していただき、特に次のような方は、必要書類をご持参の上ご相談にお越しくください。

- ・新たに開業された方や青色申告をはじめで行う方
 - ・10万円以上の資産(車、機械、建物、工事など)を入れ替え又は新たに取得した方
 - ・合計残高試算表が合わない方
 - ・不明な取引がある方
 - ・インボイス制度について分からない方
 - ・電子帳簿保存制度の改正について確認したい方
 - ・節税対策の相談を受けたい方
- 等

確定申告指導会では記帳指導は行いませんので記帳をはじめ、ご不明な点は年内に解消しましょう



港北出張所開設日 (月曜日開設)

- 開設日 ※10・11月は予約不要です。
 - 10月 3日(月)・17日(月)・24日(月)・31日(月)
 - 11月 7日(月)・14日(月)・21日(月)・28日(月)
- 相談受付時間 10時～11時・13時～14時
- 電話番号 070-5593-2028

税理士・弁護士による

無料税務・法律相談会

(毎月第1火曜日)

- 日程
 - 税務相談 10月4日(火)
11月1日(火)
 - 法律相談 10月4日(火)
- 会場 事務局
- 相談受付時間 13時～15時
- 予約電話番号 045-577-0615

※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。事前にお電話いただきますようお願いいたします。